

ショートステイ(予防) ユニット型特別養護老人ホーム愛和苑料金表【1割負担】

(R8.4～)

第1段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	529	656
2.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	300	300
4.自己負担金 (居住費)	880	880
5.合計 (1+2+3+4)	1,715	1,842

第2段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	529	656
2.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	600	600
4.自己負担金 (居住費)	880	880
5.合計 (1+2+3+4)	2,015	2,142

第3段階①	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	529	656
2.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	1,000	1,000
4.自己負担金 (居住費)	1,370	1,370
5.合計 (1+2+3+4)	2,905	3,032

第3段階②	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	529	656
2.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	1,300	1,300
4.自己負担金 (居住費)	1,370	1,370
5.合計 (1+2+3+4)	3,205	3,332

第4段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	529	656
2.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6
3.自己負担金 (食事代)	1,445	1,445
4.自己負担金 (居住費)	2,200	2,200
5.合計 (1+2+3+4)	4,180	4,307

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ(総介護報酬単位数に1000分の136に相当する単位数)が加算されます。

※送迎費184円/回

※生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位/月)が加算されます。

※食費は1食ごとの算定になります。朝食300円 昼食600円 夕食545円

※テレビ代100円/日

※1生活費(食費・居住費)のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階):課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階:市町村民税非課税 (食費300円・居住費880円/日)	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階:市町村民税非課税 (食費600円・居住費880円/日)	預貯金が単身650万円以下、夫婦1650万円以下の方で 課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階①:市町村民税非課税 (食費1000円・居住費1310円/日)	預貯金が単身550万円以下、夫婦1550万円以下の方で 課税年金収入額と合計所得金額が80万円超120万円以下の方
第3段階②:市町村民税非課税 (食費1300円・居住費1370円/日)	預貯金が単身500万円以下、夫婦1500万円以下の方で 課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方
第4段階:市町村民税課税 (食費1445円・居住費2200円/日)	上記対象条件以外の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅲ(加算料金/日) 看護職員・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上

ショートステイ(予防) ユニット型特別養護老人ホーム愛和苑料金表(R8.4～)

【2割負担】

第4段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	1,058	1,312
2.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	12	12
3.自己負担金 (食事代)	1,445	1,445
4.自己負担金 (居住費)	2,200	2,200
5.合計 (1+2+3+4)	4,715	4,969

【3割負担】

第4段階	要支援1	要支援2
1.自己負担金 (介護サービス費)	1,587	1,968
2.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	18	18
3.自己負担金 (食事代)	1,445	1,445
4.自己負担金 (居住費)	2,200	2,200
5.合計 (1+2+3+4)	5,250	5,631

※介護職員等処遇改善加算Ⅱ(総介護報酬単位数に1000分の136に相当する単位数)が加算されます。

※送迎費:2割負担者368円/回、3割負担者552円/回

※生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位/月)が加算されます。

※食費は1食ごとの算定になります。朝食300円 昼食600円 夕食545円

※テレビ代 100円/日

※1生活費(食費・居住費)のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階):課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階:市町村民税非課税 (食費300円・居住費880円/日)	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階:市町村民税非課税 (食費600円・居住費880円/日)	預貯金が単身650万円以下、夫婦1650万円以下の方で 課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階①:市町村民税非課税 (食費1000円・居住費1310円/日)	預貯金が単身550万円以下、夫婦1550万円以下の方で 課税年金収入額と合計所得金額が80万円超120万円以下の方
第3段階②:市町村民税非課税 (食費1300円・居住費1370円/日)	預貯金が単身500万円以下、夫婦1500万円以下の方で 課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方
第4段階:市町村民税課税 (食費1445円・居住費2200円/日)	上記対象条件以外の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅲ(加算料金/日)	看護職員・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上
-----------------------	--------------------------------------